# 【ロシア】ロシア連邦憲法の改正

海外立法情報課 大河原 健太郎

\*国民投票で可決され、改正されたロシア憲法が2020年7月4日に施行された。改正内容は、 現政権維持や保守的思想の傾向が強い。

#### 1 ロシア連邦憲法について

### (1) 概要

ロシア連邦憲法(以下「連邦憲法」)  $^1$ は 1993 年 12 月 12 日に採択、同月 25 日に施行された成文憲法であり、これまで、14 回の改正が加えられており、今回(2020 年)の改正は 2014 年以来となる。

連邦憲法は、前文、第1編(全9章137か条)及び第2編(末尾及び経過規定)から構成される。第1編は、第1章(立憲制度の基礎)、第2章(人間及び国民の権利及び自由)、第3章(連邦制)、第4章(ロシア連邦大統領)、第5章(連邦議会)、第6章(ロシア連邦政府)、第7章(司法権)、第8章(地方自治)及び第9章(憲法修正及び憲法の改正)となっている。連邦憲法は硬性憲法であり、改正には国民投票等の厳格な手続が必要である。ただし、どの条文を改正するかによって必要な手続は異なる。第1編のうち、第1章、第2章及び第9章の改正が狭義の「改正(пересмотр)」に該当し、その他の改正は「修正(поправка)」という。今回の改正は「修正」にあたるが、外務省等我が国の公的機関が「改正」2と呼称していることから、本稿では「憲法改正」の用語を用いる。

## (2) 改正手続

2020年3月14日、プーチン (Владимир Путин) 大統領は、2020年3月14日付け連邦法第1号「公権力における組織及び権能の特定の問題に関する規制の改善について」³に署名し、同日公布した。同法は、憲法改正の内容及び手続を定めるもので、今回の改正に当たっては、憲法裁判所の合憲性判断及び国民投票が手続の要件とされた⁴。国民投票は当初、同年4月22日に予定されていたが新型コロナウイルスのパンデミックにより延期され、同年7月1日に行われた。また、投票所に行けない市民のため、郵便投票・オンライン投票も実施された。国民投票の結果、約78%の賛成票を得て可決され、同月4日に改正連邦憲法が施行された。

<sup>\*</sup> 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

<sup>1</sup> Конституция Российской Федерации. RG.RU website <a href="https://rg.ru/2020/07/04/konstituciya-site-dok.html">https://rg.ru/2020/07/04/konstituciya-site-dok.html</a>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 例えば茂木外務大臣の会見では次のとおり。「ロシアで全国投票が行われまして、憲法改正されることになりました。これを受けてですけれども、北方領土の国後島では憲法改正を記念する石碑が、島の行政当局などによって新たに設置されたそうです。」「茂木外務大臣会見記録」(2020 年 7 月 3 日)外務省ウェブサイト <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4\_000978.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4\_000978.html</a> 北海道総務部北方領土対策本部のプレスリリースでは「ロシアにおいて行われた国民投票の結果、『領土の割譲禁止』の条項等を盛り込んだ改正憲法が成立したものと承知しております」としている。「ロシア連邦憲法改正の国民投票結果に対する知事談話」(2020 年 7 月 6 日)北海道ウェブサイト <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/hodo/gcomment/r2/r020703.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/hodo/gcomment/r2/r020703.htm</a>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Закон Российской Федерации о поправке к Конституции Российской Федерации от 14.03.2020 N1-ФКЗ "О сов ершенствовании регулирования отдельных вопросов организации и функционирования публичной власти." <a href="http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202003140001">http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202003140001</a>

<sup>4</sup> この手続には学説的な立場から異議が上がっている。上述の通り今回の改正は、厳密にいえば「修正」に当たるため、本来ならば国民投票は必要なく、上院、下院及び連邦構成主体の議会による承認を要件とするというものである。上野俊彦「憲法修正に関する全ロシア投票をめぐる諸問題」『ロシア NIS 調査月報』65 号, 2020.9, pp.67-83.

### 2 改正連邦憲法の概要

#### (1) 大統領の位置付け

第一の特徴として、大統領の権限が増していることが挙げられる。改正された第83条第1項により、大統領は政府議長(首相)を解任することができる。また、政府副議長や、国防大臣、司法大臣等の大臣に対する人事権について、第83条第5.1号の追加により、政府議長の関与が廃止された。

連邦憲法には大統領の任期に関する再選規定「同一人物が 2 期を超えてロシア連邦大統領を務めることはできない」(第 81 条第 3 項)があり、これにより権力の腐敗や癒着を防いでいた。しかし同条第 3.1 項で「任期規定は、過去にロシア連邦大統領であった人物、現在ロシア連邦大統領である人物」には適用されないと規定された。これにより、プーチン大統領は 2036 年まで現職にとどまり得ると、報じられている5。

#### (2) 国際法に対する憲法の優先

改正された第79条は、国際法に対する憲法の優先を定める条文である。解釈がロシア連邦憲 法に合致しない条約に基づいた国際法はロシア連邦内では執行されない、と定められ、条文解 釈においては常に憲法が優先されることが規定された。

#### (3) 領土割譲禁止

第67条に追加された第2.1項は、「領土の統一性」を定め、ロシア連邦領土の割譲を目的とする活動を禁じる。「領土の一部を譲渡しようとする行為及びそのような事態を発生させる行為は認めない」と規定され、政府がそのような交渉の場に就くこと自体を禁じている。国際法に対する憲法優先の原則を定めた第79条とあいまって、領土問題に関する交渉を拒否し、あるいはロシア側の譲歩を否定する姿勢を明らかにするものである。

#### (4) 家族等に関する保守的思想

世界的には、同性婚を認める国家が増え、あるいは子供を持たない生き方にも理解が進むなど、家族・夫婦の在り方について多様化を進める動きが顕著であるが、改正された連邦憲法はこの動きに逆行している。改正された第72条第1項第7.1号は、結婚について「男性と女性の結びつき (союза мужчины и женщины)」と規定し、同性婚を除外している。また、異性婚による家族は子供を養育し、子供は親を支える義務があると明記している。

第67.1条に追加された第2項及び第3項は、歴史観及び思想の統一を定める。同条は、歴史的団結、祖国の防衛者の追悼、神(Bora. 唯一神)への信仰等を規定している。これにより、政権の解釈と異なる歴史認識及び無神論等の思想は事実上制限される。また、同条により、子供に対して愛国心、公民意識及び年長者への敬意を抱くようにさせる義務が規定されている。

#### 参考文献

- Татьяна Замахина, "Сделали свой выбо: В России вступила в силу обновленная Конституция." RG.RU website <a href="https://rg.ru/2020/07/07/v-rossii-vstupila-v-silu-obnovlennaia-konstituciia.html">https://rg.ru/2020/07/07/v-rossii-vstupila-v-silu-obnovlennaia-konstituciia.html</a>
- ・竹森正孝「ロシア連邦憲法とプーチン改憲案:主要条項比較対照表 (特集 ロシア憲法改正)」『ロシア・ユーラシアの社会』1051号, 2020.7, pp.32-51。

<sup>5</sup> プーチン大統領の任期は 2024 年までであるが、現在 68 才の大統領が 83 才になるまで、連続 2 期 (12 年間) 大統 領職を務める可能性があるとされる。兵頭慎治「ロシアの憲法改正とプーチン政権の展望」 (2020 年 7 月 28 日) NHK <a href="https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/433554.html">https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/433554.html</a>